

## TMB ニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 29 年 5 月 16 日発行  
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 西村 亮祐  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 非上場株式の評価 会社規模判定の改正 (類似業種比準価額)

## 1. 改正の概略

平成 29 年度税制改正に関連し、非上場株式の評価方法のうち類似業種比準価額方式の『評価会社の規模判定基準』を見直した改正財産評価基本通達が発表されました。改正前後の内容は下記の通りです。なお、平成 29 年 1 月 1 日以後の相続、贈与等により取得した非上場株から適用されます。

改正前	会社規模	従業員数	総資産価額 (帳簿価額)			取引金額			Lの割合	斟酌率
			卸売業	小売・サービス業	左記以外	卸売業	小売・サービス業	左記以外		
①	大会社	100人以上							1	0.7
		50人超	20億円以上	10億円以上		50億円以上	20億円以上			
中	中	大	100人未満	14億円以上	7億円以上	50億円以上	12億円以上	14億円以上	0.9	0.6
		中	30人超 50人以下	7億円以上	4億円以上	25億円以上	6億円以上	7億円以上		
		小	5人超 30人以下	7千万円以上	4千万円以上	5千万円以上	2億円以上	6千万円以上		
	小会社	5人以下	7千万円未満	4千万円未満	5千万円未満	2億円未満	6千万円未満	8千万円未満	0.6	0.5

卸売業以外は  
会社規模アップで  
株価ダウン!?

改正後	会社規模	従業員数	総資産価額 (帳簿価額)			取引金額			Lの割合	斟酌率
			卸売業	小売・サービス業	左記以外	卸売業	小売・サービス業	左記以外		
②	大会社	70人以上							1	0.7
		35人超	20億円以上	15億円以上		30億円以上	20億円以上	15億円以上		
中	中	大	70人未満	4億円以上	5億円以上	7億円以上	5億円以上	4億円以上	0.75	0.6
		中	20人超 35人以下	2億円以上	2億5千万円以上	3億5千万円以上	2億5千万円以上	2億円以上		
		小	5人超 20人以下	7千万円以上	4千万円以上	5千万円以上	2億円以上	6千万円以上		
	小会社	5人以下	7千万円未満	4千万円未満	5千万円未満	2億円未満	6千万円未満	8千万円未満	0.5	0.5

## 2. まとめ

上記のうち特に注目して頂きたいのは、①改正前の区分上で中会社に区分されていた会社です。②改正後は、中会社の区分内での小から中、中から大への区分移動、そして大会社にランクアップするケースもあり得ます。会社承継を躊躇しておられた会社のオーナー様にとって今回の改正により、自社の株価を計算し、事業承継をどうすべきか決断されるべき時期の到来といえるのではないのでしょうか。非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度も同時に改正されて相続時精算課税が納税猶予制度の適用対象となり、多くの後継者様にとって会社の承継方法の選択肢が多様になったといえるでしょう。会社承継実行を迷っていらっしゃるオーナーの皆様、そして現在実行中の承継計画を再検討したいとお考えのオーナーの皆様。まずは『今回の改正で自分の会社の株価はいくらになったのか?』という疑問から解消してみられては如何でしょうか。

また、個人で所有している不動産を会社に移転する選択肢も、より重要性が増しました。例えば、不動産業で『取引金額 7 億円』以上はハードルが高かったため中会社の小からのランクアップが期待できなかった会社でも、改正後の『2 億円以上』は非常に現実的な数字であるため、中会社の中以上に分類されるケースもあり、大きく相続税評価額が下がるのです。

改正に関する詳細は、弊社開催のセミナーにて解説させていただきます。会社オーナー向けセミナーが 6 月 10 日 (土)、不動産オーナー・富裕層向けが 7 月 1 日 (土) となっておりますので、参加ご希望の方は弊社までご連絡下さい。